(傍線部分は改正部分)

改正案 現 行 第一条から第二条(略) 第一条から第二条(略) (条例第三条の規則で定める区域) ≪新規≫ 第三条 条例第三条ただし書の規則で定める区域は、都市計画法施行令(昭 和四十四年政令第百五十八号)第二十九条の九各号に掲げる区域とする。 ただし、同条第六号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる 対象町において、下欄に掲げる区域とする。 対象町 区域 水防法の規定に基づき国土交通大臣、知事又は 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 当該町長が作成する浸水想定区域図において、想 大泉町 邑楽町 定最大規模降雨に基づく想定浸水深三メートル以 上の区域 ただし、当該町長の要望に応じて知事がやむを 得ないと認めて告示した区域はこの限りでない。 備考 この表の下欄において「当該町長の要望に応じて」とは、浸水等が発 生した場合に水防法第十五条第一項の規定に基づき同町地域防災計画に 定められた同項第二号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域又 は避難場所への確実な避難が可能な土地の区域と同等以上の安全性が確 保されると認められる土地の区域であり、社会経済活動の継続が困難に なる等の地域の実情に照らしやむを得ないとして、当該町長から要望が あったものをいう。 第四条から第二十五条(略) 第三条から第二十四条(略) 附 則 この規則は、令和四年四月一日から施行する。